

# 兵庫県公報

令和8年9月18日 金曜日 第755号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

### 告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）…………… 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止、変更及び休止の届出（同）…………… 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の所在地の変更の届出（同）…………… 3
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）…………… 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）…………… 4
- 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（建築指導課）…………… 4
- 行政手続法に基づく聴聞の実施（同）…………… 5

### 公 告

- 入札公告（物品管理課）…………… 5
- 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）…………… 8
- 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）…………… 9
- 同 上（同）…………… 10
- 同 上（同）…………… 10
- 同 上（同）…………… 10
- 入札公告（県立工業技術センター）…………… 11

### 病院局管理規程

- 病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程…………… 13

## 告 示

### 兵庫県告示第973号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和8年9月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

| 名 称                   | 所在地                       | 指定年月日    |
|-----------------------|---------------------------|----------|
| あやこローズクリニック婦人科・女性泌尿器科 | 芦屋市大原町20-24 テラ芦屋201       | 令和8年7月1日 |
| 訪問看護ステーションL a p i n   | 同 市南宮町1-13 芦屋打出アーバンライフ202 | 同        |

|                                 |                             |           |
|---------------------------------|-----------------------------|-----------|
| サン薬局                            | 伊丹市春日丘4丁目50-8               | 同         |
| サン薬局伊丹店                         | 同 市伊丹1丁目6-2 丹兵ビル1階          | 同         |
| サン薬局桜ヶ丘店                        | 同 市桜ヶ丘8丁目1番8号-102 ハウゼ桜ヶ丘    | 同         |
| ここなつ訪問看護                        | 同 市南野6丁目1-6                 | 令和8年8月1日  |
| 前田内科医院                          | 加古川市東神吉町神吉755番地1            | 同 年7月1日   |
| 訪問看護ステーションめでいさば兵庫               | 宝塚市高司2丁目17-25 サニーガーデン宝塚104  | 同 年8月1日   |
| 高砂訪問看護ステーションきらめき                | 高砂市中筋1丁目10番41号              | 令和3年10月1日 |
| 訪問看護ステーションふらっと加古川               | 同 市神爪4丁目12-18 ハイソコンフォートⅡ102 | 令和8年8月1日  |
| すぎた内科・内視鏡クリニック                  | 三田市富士が丘2丁目8番地               | 同 年7月1日   |
| マンダリン薬局                         | 同 市高次1丁目10番14号              | 同 年8月1日   |
| 小児医院 沖津                         | 丹波篠山市西町52-1                 | 同         |
| 医療法人社団みどり会ささやま医療センター            | 同 市黒岡5番地                    | 令和8年7月1日  |
| 医療法人社団みどり会ささやま訪問看護ステーション「デカンショ」 | 同 市黒岡1047-1                 | 同         |
| いわたにクリニック                       | 加東市社1126-1 イオン社店2階          | 令和8年8月1日  |
| あづみ歯科医院                         | 佐用郡佐用町佐用字沖田132の1番地          | 同 年6月11日  |
| あおぞらこどもクリニック                    | 美方郡新温泉町二日市184-1             | 同 年7月1日   |



#### 兵庫県告示第974号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止、変更及び休止の届出があった。

令和8年9月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 1 廃止の届出があった指定医療機関

| 名 称      | 所在地                    |
|----------|------------------------|
| 石濱内科医院   | 洲本市物部2-7-1             |
| サン薬局     | 伊丹市春日丘4-50-8           |
| サン薬局伊丹店  | 同 市伊丹1-6-2 丹兵ビル1F      |
| サン薬局桜ヶ丘店 | 同 市桜ヶ丘8-1-8-102 ハウゼ桜ヶ丘 |
| 前田内科医院   | 加古川市東神吉町神吉755-1        |
|          |                        |

|                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| スギ薬局加古川店         | 加古川市同 町出河原862            |
| 山口整形外科クリニック      | 宝塚市売布 2－11－1 ピピアめふ 2－2 階 |
| 平田歯科医院           | 同 市伊子志 1－6－43            |
| 高砂訪問看護ステーションきらめき | 高砂市中筋 1－10－41            |
| 兵庫医科大学ささやま医療センター | 丹波篠山市黒岡 5                |
| 小倉薬局             | 宍粟市波賀町上野195－ 1           |
| あづみ歯科医院          | 佐用郡佐用町佐用字沖田132－ 1        |
| あおぞらこどもクリニック     | 美方郡新温泉町芦屋130－ 1          |

## 2 休止の届出があつた指定医療機関

| 名 称   | 所在地           |
|-------|---------------|
| ほりい医院 | 三木市志染町青山２－５－５ |

## 兵庫県告示第975号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和8年9月18日

兵庫縣知事 齋藤元彦

辞退の届出があった指定医療機関

| 名 称    | 所在地               |
|--------|-------------------|
| 平田歯科医院 | 宝塚市伊子志 1 - 6 - 43 |

兵庫県告示第976号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する機関を次のとおり指定した。

令和8年9月18日

兵庫縣知事 齋藤元彦

指定施術機関

|         |                      |                |
|---------|----------------------|----------------|
| 施術者の氏名  | 施術者の住所               | 指定年月日          |
| 徳 原 尚 人 | 加古郡播磨町東野添 3 - 6 - 32 | 令和 8 年 7 月 6 日 |

## 兵庫県告示第977号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律

第30号) 第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から所在地等の変更の届出があった。

令和8年9月18日

兵庫縣知事 齋藤元彦

所在地等の変更の届出があつた指定施術機関

| 施術者の氏名  | 施術所の名称              | 施術所の所在地                 | 変更内容   |
|---------|---------------------|-------------------------|--------|
| 宮 川 永 治 | 芦屋楓鍼灸院              | 芦屋市精道町 2－4              | 名 称    |
| 西 永 敬 志 | ミナトケア訪問鍼灸<br>マッサージ院 | 神戸市垂水区中道 5－1－3 小坂ハイツ101 | 名称・所在地 |

兵庫県告示第978号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年9月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

伊丹市千僧三丁目1番1の一部

## 2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

兵庫県告示第979号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局龍野土木事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年9月18日

兵庫縣知事 齋藤元彦

指定区域

| 区域名 | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町 大 字 名 | 小 字 名 | 地 番                                                                           |
|-----|-------|-------|---------|-------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 片 山 | たつの市  |       | 龍野町片山   | 大 へ ラ | 774番1の一部、774番2の一部、774番3、774番4                                                 |
|     |       |       | 神岡町沢田   | 大 金 谷 | 1230番88の一部、1230番89の一部、1230番92の一部、1230番93の一部、1230番97の一部、1230番98の一部、1230番101の一部 |

兵庫県告示第980号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民センター長から報告があった。

令和8年9月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 日時

令和8年9月28日（月）午前11時30分から正午まで

## 2 場所

神戸市長田区浪松町三丁目2番5号 兵庫県西神戸庁舎 4階C会議室

## 3 被聴聞者

商号又は名称 吉川土地建物  
代表者氏名 吉 川 義 徳  
事務所所在地 神戸市垂水区西舞子二丁目10-30  
免許番号 兵庫県知事(13)第7256号  
免許年月日 令和4年6月23日

~~~~~

## 兵庫県告示第981号

行政手続法第13条(平成5年法律第88号)第13条第1項第1号の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神北県民局長から報告があった。

令和8年9月18日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 日時

令和8年10月2日(金)午前10時から午前11時まで

## 2 場所

宝塚市旭町2丁目4番15号 兵庫県宝塚総合庁舎 第2会議室

## 3 被聴聞者

商号又は名称 株式会社ハント不動産  
代表者氏名 宮 下 健 治  
事務所所在地 川西市小花一丁目7番13号  
免許番号 兵庫県知事(4)第300294号  
免許年月日 令和4年11月19日

## 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年9月18日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

ペーパーレス会議システム一式(賃貸借)

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 賃貸借期間

令和9年2月1日(月)から令和14年1月31日(土)まで(60箇月)

## (4) 納入場所

N T T 西日本神戸データセンター(詳細は仕様書のとおり)

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(月額)の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
- 入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
- (1) 書面による入札
- ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先
- 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局物品管理課 担当 児玉  
電話 (078) 341-7711 内線75787 F A X (078) 362-3928
- イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間
- 令和8年9月18日(金)から同年10月2日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- ウ 入札の日時及び場所
- 令和8年10月28日(水)午後2時 兵庫県庁3号館8階会議室兼入札室
- エ 入札書の提出期限
- 上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和8年10月27日(火)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。
- (2) 電子による入札
- 兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。
- ア 参加申込みの期間
- 令和8年9月18日(金)から同年10月2日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和8年10月2日(金)は午後4時までとする。)
- イ 入札の日時
- 令和8年10月21日(水)午後5時から同月28日(水)午後2時まで(県の休日を除く。)
- ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ
- 4 仕様確認等
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次に必ず確認を受けること。
- ア 受付期間
- 令和8年9月19日(土)から同年10月14日(水)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)
- なお、電子入札システムによる場合は、令和8年9月19日(土)から同年10月14日(水)(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和8年10月14日(水)は午後4時までとする。)の間に提出すること。
- イ 受付場所
- 上記3(1)アに同じ
- ウ 提出書類
- 仕様確認申込書及びカタログ等の仕様を確認できる書類
- エ 提出方法
- 電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

## オ 確認の結果

令和8年10月21日（水）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年10月26日（月）正午までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

## (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年11月13日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(i) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ii) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Motohiko Saito, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature of quantity of the product to be procured:  
1 set of paperless meeting system (leasing contract)
- (3) Lease period: February 1, 2027 - January 31, 2032
- (4) Delivery location:  
NTT WEST Kobe Date Center
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 October 2, 2026
- (6) Deadline for tender:  
14:00 October 28, 2026 by direct delivery, electronic bidding system  
17:00 October 27, 2026 by mail
- (7) Person to contact concerning the Notice:  
Mr. Kodama, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 75787

## 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和8年9月18日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 (仮称) そよら三田・サンフラワー  
所在地 三田市弥生が丘1丁目1番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1 古 澤 康 之  
株式会社サンフラワー 三田市弥生が丘1丁目1番2 久 高 輝 之
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1 古 澤 康 之  
株式会社RUSH OF 大阪府寝屋川市池田2丁目4番3 石 村 斗 輝  
むつみ株式会社 姫路市市之郷1253番1 岡 本 浩 治  
外3者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和9年4月27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
7,481平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の位置及び収容台数(位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)  
246台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
214台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
216平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
95.4立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- | 小売業を行う者が入居する建物名称 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|------------------|------|-------|
| イオン棟             | 午前0時 | 翌午前0時 |
| サンフラワー棟          | 午前7時 | 午後10時 |
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前0時から翌午前0時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
平面駐車場 出入口1箇所  
隔地駐車場 入口1箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和8年8月26日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課
- (2) 縦覧期間  
令和8年9月18日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限  
令和9年1月18日
- (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

ついては、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年9月18日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 (仮称) ドラッグコスモス江井ヶ島店  
所在地 明石市大久保町西嶋字北ヶ市607番1外
- 2 法第8条第1項の規定により明石市から述べられた意見の概要  
「明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例施行規則」に基づき、設置する駐輪場の構造は、駐輪台数1台につき幅0.5m・奥行き2m以上の区画を有するもの又は市長が認める特殊の装置(ラック等)を用いるものであり、これらの規格を満たす駐輪場の設置に努められたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課
  - (2) 縦覧期間



2 法第8条第1項の規定により高砂市から述べられた意見の概要

- (1) 特定建設作業に該当する場合は届出を行うこと。なお、工事を実施するに当たり、付近住民に周知すること。
- (2) 空調機並びに駐車場といった環境関連法令の特定施設に該当する場合は届出を行うこと。
- (3) 土壌汚染対策法に該当する場合は届出を行うこと。
- (4) 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例における形質変更に該当する場合は届出を行うこと。
- (5) 竣工後、運送車両に荷物を積んだり積み下ろす際は騒音が出るため近隣住民に配慮すること。
- (6) 危険物の貯蔵・取扱いがある場合は、法令を遵守し必要に応じて申請・届出等を行うこと。

### 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課
- (2) 縦覧期間  
令和8年9月18日から1月間

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年9月18日

契約相当者

兵庫県立工業技術センター所長 山 嶺 徹

1 入札に付する事項

- (1) 調達内容  
三次元表面構造解析顕微鏡装置
- (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
令和9年3月18日（木）
- (4) 納入場所  
兵庫県神戸市須磨区行平町3丁目1番12号  
兵庫県立工業技術センター 研究本館1階 精密測定室
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までには物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

- (i) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号  
県立工業技術センター総務部 担当 末瀬

電話 (078) 731-4192

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年9月18日(金)から同年10月15日(木)まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

令和8年10月30日(金) 午前10時 県立工業技術センター 技術交流館1階共通会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和8年10月29日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次の書類を令和8年10月15日(木)午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

応募予定機種の仕様書(本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。)、カタログ、サポート、メンテナンス、アフターサービス等が分かる書類(様式は任意)

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年10月28日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年11月6日(金)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及

び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Tooru Yamasaki, Director of Hyogo Prefectural Institute of Technology

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

3D Optical Surface Profiling System

(3) Delivery period: March 18, 2027

(4) Delivery place: Precision Measurement Room, 1st Floor,

Strategic Research Laboratory, Hyogo Prefectural Institute of Technology

(5) Deadline for the submission of tender application forms: 16:00 October 15, 2026

(6) Deadline for tender:

10:00 October 30, 2026 by direct delivery

17:00 October 29, 2026 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Suese, Management Division, General Affairs Department,

Hyogo Prefectural Institute of Technology,

3-1-12 Yukihiro-cho, Suma-ku, Kobe, Hyogo 654-0037

TEL (078) 731-4192

## 病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和8年9月18日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

### 兵庫県病院局管理規程第7号

#### 病院事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程

（病院事業職員の給与に関する規程の一部改正）

第1条 病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第32条の3第1項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 医師である職員のうち、管理者が別に定めるものであって、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表第2章第10部手術通則第23号に規定する外科医療確保特別加算を算定する診療科として近畿厚生局長に届け出ている診療科（以下この条において「特定診療科」という。）に属するもの（以下この条において「対象職員」という。）が、同加算の施設基準における対象手術及びこれに関連する業務を行ったとき。

第32条の3第2項中「前項の」を「前項第1号から第3号までの」、「次の各号の」を「第1号から第3号までの」に改め、「掲げる額と」の右に「し、前項第4号に掲げる手当の額は、第4号に掲げる額と」を加える。

第32条の3第2項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 前項第4号の業務 特定診療科における月の初日から末日までの間の外科医療確保特別加算の合計額に100分の40を乗じて得た額に相当する額を、対象職員の数で除して得た額（その額に1,000円未満の端

数を生じたときは、これを切り捨てた額)

附則第77項の次に次の 1 項を加える。

(地域医療体制確保のための初任給調整手当の特例)

- 78 当分の間、医師である職員のうち、管理者が別に定めるものであって、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1 医科診療報酬点数表第1 章第2 部第2 節区分A252に規定する地域医療体制確保加算2 における特定診療科として近畿厚生局長に届け出ている診療科に属するものに対し、月額 5,000円の初任給調整手当を支給する。

(兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部を改正する管理規程の一部改正)

第2条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程等の一部を改正する管理規程（令和8年兵庫県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「附則第77項」を「附則第78項」に、「78」を「79」に、「研修を行う者のうち管理者が別に定める者」を「研修を行うもののうち管理者が別に定めるもの」に改める。

附 則

この管理規程は、令和8年10月1日から施行する。